

平成30年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

1 養介護施設従事者による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報対応件数(表1)

平成30年度都内で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、209件であった。平成29年度は167件であり、42件増加した。

表1 相談・通報件数

	平成30年度	平成29年度	28年度平成	平成27年度	平成26年度
件数	209	167	151	109	82

(2) 相談・通報者(表2)

相談・通報者の内訳は「当該施設職員」が19.6%と最も多く、次いで「施設・事業所の管理者」が18.7%、「家族・親族」が18.3%であった。

表2 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	6	43	46	10	44	12	10	3	6	1	0	3	4	43	4	235
構成割合(%)	2.6	18.3	19.6	4.3	18.7	5.1	4.3	1.3	2.6	0.4	0.0	1.3	1.7	18.3	1.7	—

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報件数209件と一致しない。

※ 構成割合は、相談・通報者の合計人数235人に対するもの。

(3) 事実確認の状況(表3)

平成30年度において、「事実確認を行った事例」は184件、「事実確認を行わなかった事例」は38件であった。「事実確認を行った事例」のうち、「虐待の事実が認められた事例」が65件、「事実が認められなかった事例」が65件、「判断に至らなかった事例」が54件であった。

一方、事実確認を行わなかった38件について、「虐待ではなく調査不要と判断した」が1件、「調査を予定している又は検討中の事例」が24件、「その他」が13件であった。

表3 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数			割合(%)
		(うち調査対象年度内に通報・相談)	(うち調査対象年度前に通報・相談)	
事実確認調査を行った事例	184	(171)	(13)	(82.9)
事実が認められた	65	(59)	(6)	[29.3]
事実が認められなかった	65	(60)	(5)	[29.3]
判断に至らなかった	54	(52)	(2)	[24.3]
事実確認調査を行っていない事例	38	(38)	(0)	(17.1)
虐待ではなく調査不要と判断した	1	(1)	(0)	[0.5]
調査を予定している又は検討中の事例	24	(24)	(0)	[10.8]
都道府県へ調査を依頼	0	(0)	(0)	[0.0]
その他	13	(13)	(0)	[5.9]
合計	222	(209)	(13)	100

(4) 都道府県への報告

事実確認を行った事例 184 件のうち、区市町村から都道府県へ報告があり、「虐待の事実が認められた」ものが 65 件であった。

(5) 虐待の事実が認められた事例について

① 施設・事業所の種別(表4)

虐待の事実が認められた 65 件の施設・事業所の主な種別は、「特別養護老人ホーム」が 26 件、「認知症対応型共同生活介護」「(介護付き)有料老人ホーム」が各 11 件、「介護老人保健施設」が 7 件であった。

表4 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	軽費老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
件数	26	7	11	1	11	1	1	1	5	0	1	65
構成割合(%)	40.0	10.8	16.9	1.5	16.9	1.5	1.5	1.5	7.7	0.0	1.5	—

② 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級及び要介護状態区分について集計した。1件の事例に対して被虐待高齢者が複数の場合があるため、65件の事例に対し被虐待高齢者は85人であった。(ただし、特定できない者は除く)

ア 性別(表5)

「男性」が17人、「女性」が68人であった。

イ 年齢(表6)

「80～84歳」が24人と最も多く、次に「85～89歳」が19人、「90～94歳」が12人、「70～74歳」、「95～99歳」各7人、「75～79歳」が6人、「65～69歳」「100歳以上」が各3人、「65歳未満障害者」「不明」が各2人であった。

表5 被虐待高齢者の性別

	男	女	合計
人数	17	68	85
構成割合(%)	20.0	80.0	—

表6 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満障害者	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	不明	合計
人数	2	3	7	6	24	19	12	7	3	2	85
構成割合(%)	2.4	3.5	8.2	7.1	28.2	22.4	14.1	8.2	3.5	2.4	—

ウ 要支援・要介護状態区分(表7)

「要介護5」が30人、「要介護4」が24人、「要介護3」が19人で、要介護3～5が全体の8割以上となっている。この他は「要介護2」が5人、「要介護1」が4人、「要支援1」が1人、「不明」が2人であった。

表7 被虐待高齢者の要支援・要介護状態区分

要介護度	人数	構成割合(%)
自立	0	0.0
要支援1	1	1.2
要支援2	0	0.0
要介護1	4	4.7
要介護2	5	5.9
要介護3	19	22.4
要介護4	24	28.2
要介護5	30	35.3
不明	2	2.4
合計	85	—

③ 虐待の種別・類型は「身体的虐待」が52人、「心理的虐待」が29人、「介護等放棄」が23人、「性的虐待」が4人、「経済的虐待」が1人であった。(表8-1)

また、被虐待高齢者85人のうち、虐待に該当する身体拘束を受けたのは22人であった。(表8-2)

表8-1 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
人数	52	23	29	4	1	109
構成割合(%)	61.9	27.4	34.5	4.8	1.2	—

※ 1件の事例に対し複数の被虐待高齢者及び複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者の実人数85件と一致しない。

※ 構成割合は、被虐待者の実人数85人に対するもの。

表8-2 虐待に該当する身体拘束の有無

	人数	構成割合(%)
拘束あり	22	25.9
拘束なし	63	74.1
合計	85	—

④ 虐待を行った養介護施設従事者等の状況

虐待を行った養介護施設従事者等(以下「虐待者」という。)の年齢及び職種について、特定できた者のみ集計した。

ア 年齢(表9)

「30～39歳」「40～49歳」が各14人、「50～59歳」が12人、「30歳未満」が11人、「60歳以上」が3人、「不明」が22人であった。

イ 職種(表10)

「介護職員」が68人、「看護職」「施設長」が各2人、「その他」が46人であった。

表9 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	11	14	14	12	3	22	76
構成割合(%)	14.5	18.4	18.4	15.8	3.9	28.9	—

表 1 0 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・ 開設者	その他	合計
人 数	68	2	0	2	0	4	76
構成割合 (%)	89.5	2.6	0	2.6	0	5.3	—

⑤ 虐待の事実が認められた事例への対応状況(表 11)

区市町村が、虐待の事実が認められた事例 65 件に対して行った対応は次のとおりである。

区市町村による指導は「施設等に対する指導」が 56 件、「改善計画提出依頼」が 60 件、「虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導」が 40 件であった。

当該施設等における改善措置としては、「改善計画の提出」が 47 件であった。

表 1 1 虐待の事実が認められた事例への対応状況

区市町村による指導 (複数回答)	施設等に対する指導	56
	改善計画提出依頼	60
	虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導	40
当該施設等における改善措置 (複数回答)	施設等から改善計画の提出	47

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報対応件数(表12)

平成30年度、都内で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、3,759件であった。平成29年度は3,587件であり、172件(4.8%)増加した。

表12 相談・通報件数

	件数	増減(%)
平成30年度	3,759	172 (4.8)
平成29年度	3,587	344 (10.6)
平成28年度	3,243	187 (6.1)
平成27年度	3,056	97 (3.3)
平成26年度	2,959	198 (7.1)

(2) 相談・通報者(表13)

「介護支援専門員」の割合が35.9%と最も多く、次いで「家族・親族」が9.1%、「警察」が8.8%であった。

表13 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人数	1,399	299	270	183	47	287	355	113	307	344	290	1	3,895
構成割合(%)	35.9	7.7	6.9	4.7	1.2	7.4	9.1	2.9	7.9	8.8	7.4	0.0	—

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報件数3,759件と一致しない。

※ 構成割合は、相談・通報者の合計人数3,895人に対するもの。

(3) 事実確認の状況(表14)

「事実確認調査を行った」が98.0%、「事実確認調査を行っていない」が2.0%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は0.3%であり、「訪問調査を行った事例」が79.0%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が18.7%であった。

表 1 4 事実確認の実施状況

	件数	(うち調査対象 年度内に通 報・相談)	(うち調査対象 年度以前に 通報・相談)	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	3,870	3,683	187	98.0
立入調査以外の方法により調査を行った事例	3,859	3,672	187	(97.8)
訪問調査を行った事例	3,120	2,981	139	[79.0]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	739	691	48	[18.7]
立入調査により調査を行った事例	11	11	0	(0.3)
警察が同行した事例	11	11	0	[0.3]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	0	0	[0.0]
援助要請をしなかった事例	0	0	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	77	76	1	2.0
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	30	30	0	(0.8)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	47	46	1	(1.2)
合計	3,947	3,759	188	—

(4) 事実確認調査の結果(表 1 5 - 1、表 1 5 - 2)

事実確認の結果、区市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下「虐待判断事例」という。)の件数は、2,786 件であった。平成 29 年度は 2,728 件であり、58 件(2.1%)増加した。

表 1 5 - 1 事実確認調査の結果

	件数	構成割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	2,786	72.0
虐待ではないと判断した事例	509	13.2
虐待の判断に至らなかった事例	575	14.9
合計	3,870	—

表 1 5 - 2 虐待を受けた又は受けたと判断した事例

	件数	増減(%)
平成30年度	2,786	58 (2.1)
平成29年度	2,728	297 (12.2)
平成28年度	2,431	12 (0.5)
平成27年度	2,419	219 (10.0)
平成26年度	2,200	148 (7.2)

以下、虐待判断事例件数、2,786件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応事例等について集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型(表16)

1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数2,786件に対し、被虐待高齢者人数は2,835人であった。

養護者による被虐待高齢者の総数2,835人のうち、「身体的虐待」の割合が63.2%と最も多く、次いで「心理的虐待」が45.5%、「介護等放棄」が26.1%、「経済的虐待」が18.1%、「性的虐待」が0.3%であった。

表16 虐待の種類・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
人数	1,792	740	1,290	9	513	4,344
構成割合(%)	63.2	26.1	45.5	0.3	18.1	-

※ 構成割合は、被虐待者の実人数2,835人に対するもの。

(6) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢(表17、表18)

性別では「女性」が75.7%、「男性」が24.3%と「女性」が全体の約8割を占めていた。年齢階層別では、「80～84歳」が26.5%と最も多かった。

表17 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	合計
人数	688	2,147	2,835
構成割合(%)	24.3	75.7	—

表18 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	182	323	563	752	645	370	0	2,835
構成割合(%)	6.4	11.4	19.9	26.5	22.8	13.1	0.0	100.0

イ 要介護認定者数(表19)

被虐待高齢者 2,835 人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 75.3% (2,136 人)と、7 割以上が要介護認定者であった。「未申請」の者は、20.0%(566 人)であった。

表 19 被虐待高齢者の要介護認定

	人 数	構成割合 (%)
未申請	566	20.0
申請中	109	3.8
認定済み	2,136	75.3
認定非該当(自立)	22	0.8
不明	2	0.1
合 計	2,835	—

ウ 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度(表20、表21)

要介護認定者 2,136 人における要介護状態区分は、「要介護2」が 22.9%と最も多く、次いで「要介護1」が 21.2%、「要介護3」が 19.5%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は、72.1%であり、被虐待高齢者全体 (2,835 人)の 54.3%を占めた。

表 20 要介護者認定者の要介護状態区分

	人 数	構成割合 (%)
要支援 1	133	6.2
要支援 2	138	6.5
要介護 1	453	21.2
要介護 2	489	22.9
要介護 3	416	19.5
要介護 4	319	14.9
要介護 5	185	8.7
不明	3	0.1
合 計	2,136	—
要介護3以上(再掲)	(920)	(43.1)

表 21 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人 数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	176	8.2
自立度Ⅰ	362	16.9
自立度Ⅱ	674	31.6
自立度Ⅲ	553	25.9
自立度Ⅳ	181	8.5
自立度Ⅴ	40	1.9
認知症はあるが自立度不明	93	4.4
認知症の有無が不明	57	2.7
合 計	2,136	—
自立度Ⅱ以上(再掲) ※	(1541)	(72.1)

※「自立度Ⅱ以上(再掲)」には、「認知症はあるが自立度不明」を含む。

エ 虐待者と同居・別居の状況(表 2 2)

「虐待者とのみ同居」が 54.6%と、5 割以上が虐待者とのみ同居であった。

表 2 2 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	1,547	904	365	17	2	2,835
構成割合 (%)	54.6	31.9	12.9	0.6	0.1	—

オ 世帯構成(表 2 3)

「未婚の子と同居」が 40.59%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が 22.7%であった。

表 2 3 世帯構成

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	248	644	1,149	303	282	207	2	2,835
構成割合 (%)	8.7	22.7	40.5	10.7	9.9	7.3	0.1	—

※ 未婚の子とは配偶者がいたことのない子を指す。

カ 虐待者との関係(表 2 4)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 38.3%と最も多く、次いで「娘」が 22.1%、「夫」が 19.0%の順であった。

表 2 4 虐待者と被虐待高齢者との続柄 (重複可)

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	574	212	1,158	669	85	23	97	73	129	2	3,022
構成割合 (%)	19.0	7.0	38.3	22.1	2.8	0.8	3.2	2.4	4.3	0.1	—

※虐待者が複数の場合があるため、被虐待高齢者数 2,835 人に対し、虐待者人数は 3,022 人であった。

(7) 虐待への対応策

ア 分離の有無(表25)

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が24.8%と、約2割の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は51.9%であった。

表25 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合(%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	1,020	24.8
被虐待者と虐待者を分離していない事例	2,135	51.9
現在対応について検討・調整中の事例	81	2.0
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居,入院,入所等)	463	11.2
その他	418	10.2
合計	4,117	—

※ 平成30年3月31日以前に虐待を受けたと判断した事例であって、虐待への対応が30年4月1日以降に行われた事例も含むため、合計人数は平成30年度の被虐待高齢者数2,835人と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応(表26)

「分離を行った事例」1,020人における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が34.5%と最も多く、次いで、「医療機関への一時入院」が18.1%、「緊急一時保護」が13.2%、「上記以外の住まい・施設等の利用」が10.7%の順であった。

また、「面会の制限を行った事例」は「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」を行った事例で95人と一番多かった。

表26 分離を行った事例の対応の内訳(最初に行った対応)

	人数	構成割合(%)	面会制限を行った事例(内数)
契約による介護保険サービスの利用	352	34.5	61
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	127	12.5	95
緊急一時保護	135	13.2	94
医療機関への一時入院	185	18.1	27
上記以外の住まい・施設等の利用	109	10.7	27
虐待者を高齢者から分離(転居等)	75	7.4	18
その他	37	3.6	6
合計	1,020	—	328

ウ 分離していない事例の対応の内訳(表 2 7)

「分離していない事例」2,135 人における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 54.1%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 26.2%であった。

表 2 7 分離していない事例の対応の内訳 (重複可)

	人数	構成割合(%)
養護者に対する助言・指導	1,155	54.1
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	69	3.2
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	216	10.1
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	560	26.2
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	95	4.4
その他	267	12.5
経過観察(見守り)	496	23.2
合 計	2,858	—

※ 構成割合は、分離していない事例における被虐待者の人数 2,135 人に対するもの。

エ 権利擁護に関する対応(表 2 8)

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済」が 195 人、「利用手続き中」が 125 人でありこれらを合わせた 320 人のうち、区市町村申し立ての事例は 212 人 (66.3%) であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用開始」は 34 人であった。

表 2 8 権利擁護に関する対応

	人 数
a)成年後見制度利用開始済	195
b)成年後見制度利用手続き中	125
上記a,bのうち区市町村申し立ての事例	212
上記a,bのうち区市町村申し立てではない事例	108
c)日常生活自立支援事業利用開始	34

3. 区市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

区市町村における高齢者虐待防止のための体制整備等について、平成30年度末の状況の調査結果を表29に示す。

表29

		実施済み	未実施	29実施済み
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	市町村数	56	6	53
	構成割合(%)	90.3%	9.7%	85.5%
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	市町村数	51	11	55
	構成割合(%)	82.3%	17.7%	88.7%
高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数	46	16	49
	構成割合(%)	74.2%	25.8%	79.0%
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	51	11	51
	構成割合(%)	82.3%	17.7%	82.3%
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	54	8	55
	構成割合(%)	87.1%	12.9%	88.7%
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	市町村数	50	12	52
	構成割合(%)	80.6%	19.4%	83.9%
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	50	12	51
	構成割合(%)	80.6%	19.4%	82.3%
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	42	20	44
	構成割合(%)	67.7%	32.3%	71.0%
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	49	13	46
	構成割合(%)	79.0%	21.0%	74.2%
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	45	17	47
	構成割合(%)	72.6%	27.4%	75.8%
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	31	31	32
	構成割合(%)	50.0%	50.0%	51.6%
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	34	28	32
	構成割合(%)	54.8%	45.2%	51.6%
居宅介護サービス事業者に法について周知	市町村数	51	11	50
	構成割合(%)	82.3%	17.7%	80.6%
介護保険施設に法について周知	市町村数	46	16	45
	構成割合(%)	74.2%	25.8%	72.6%